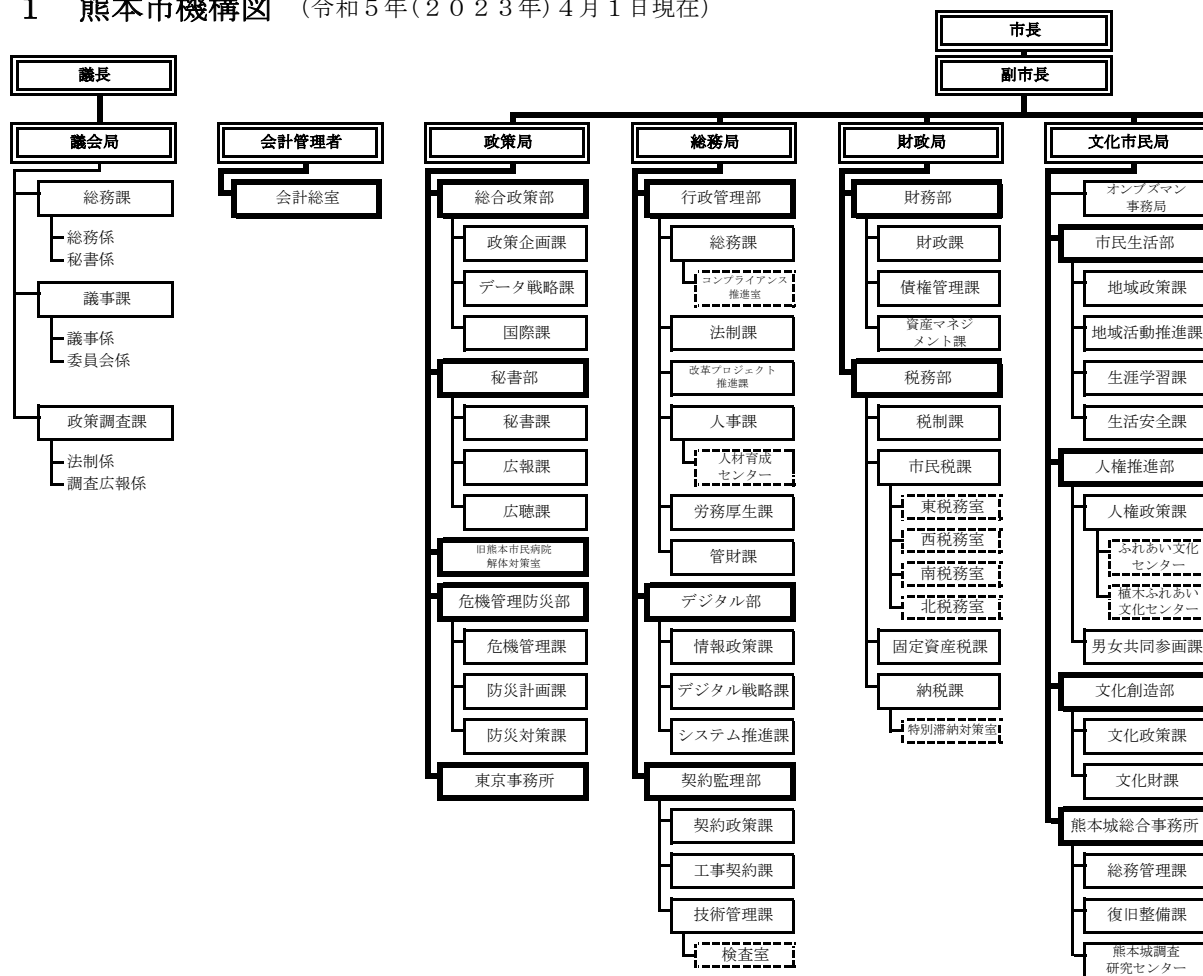
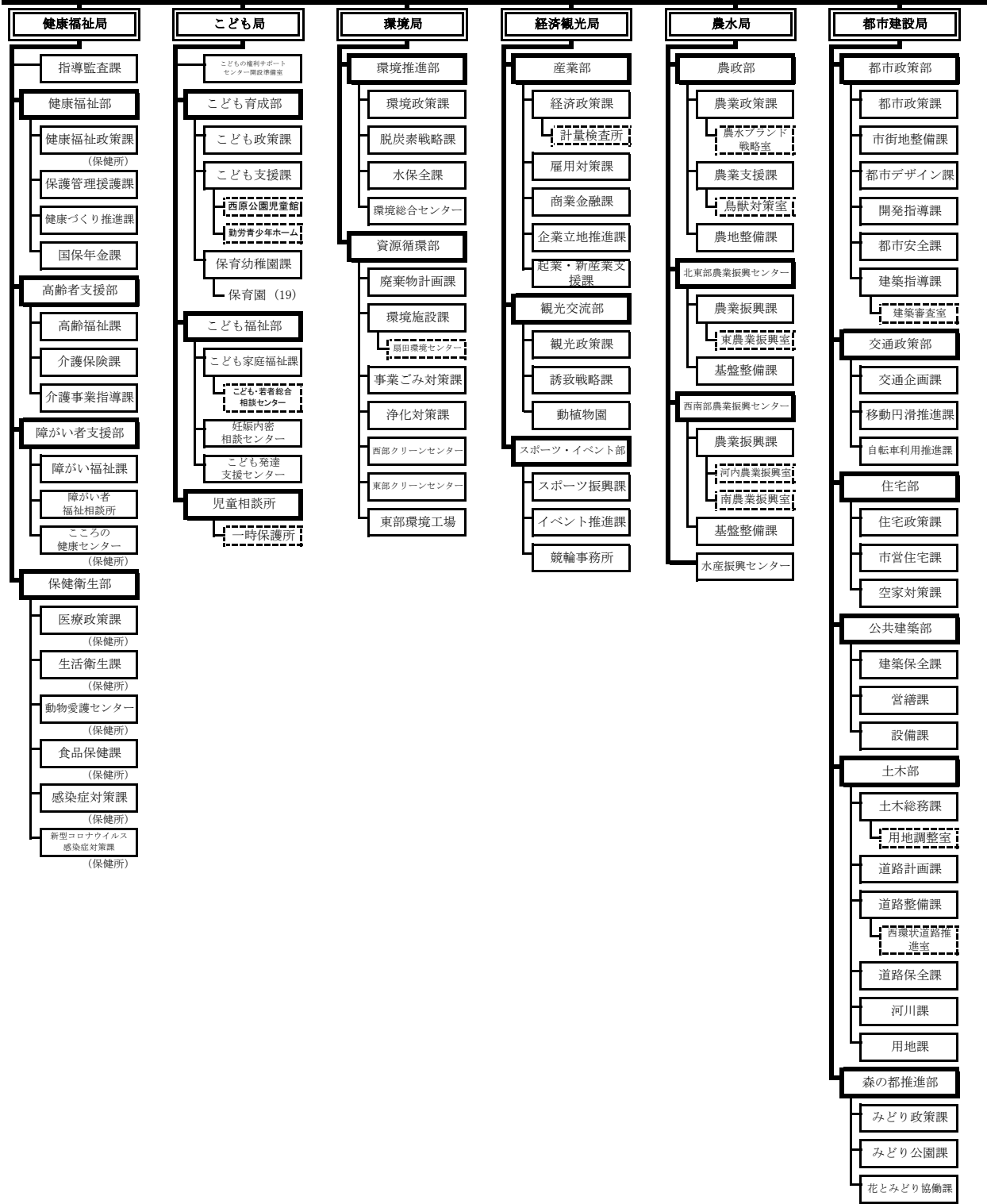


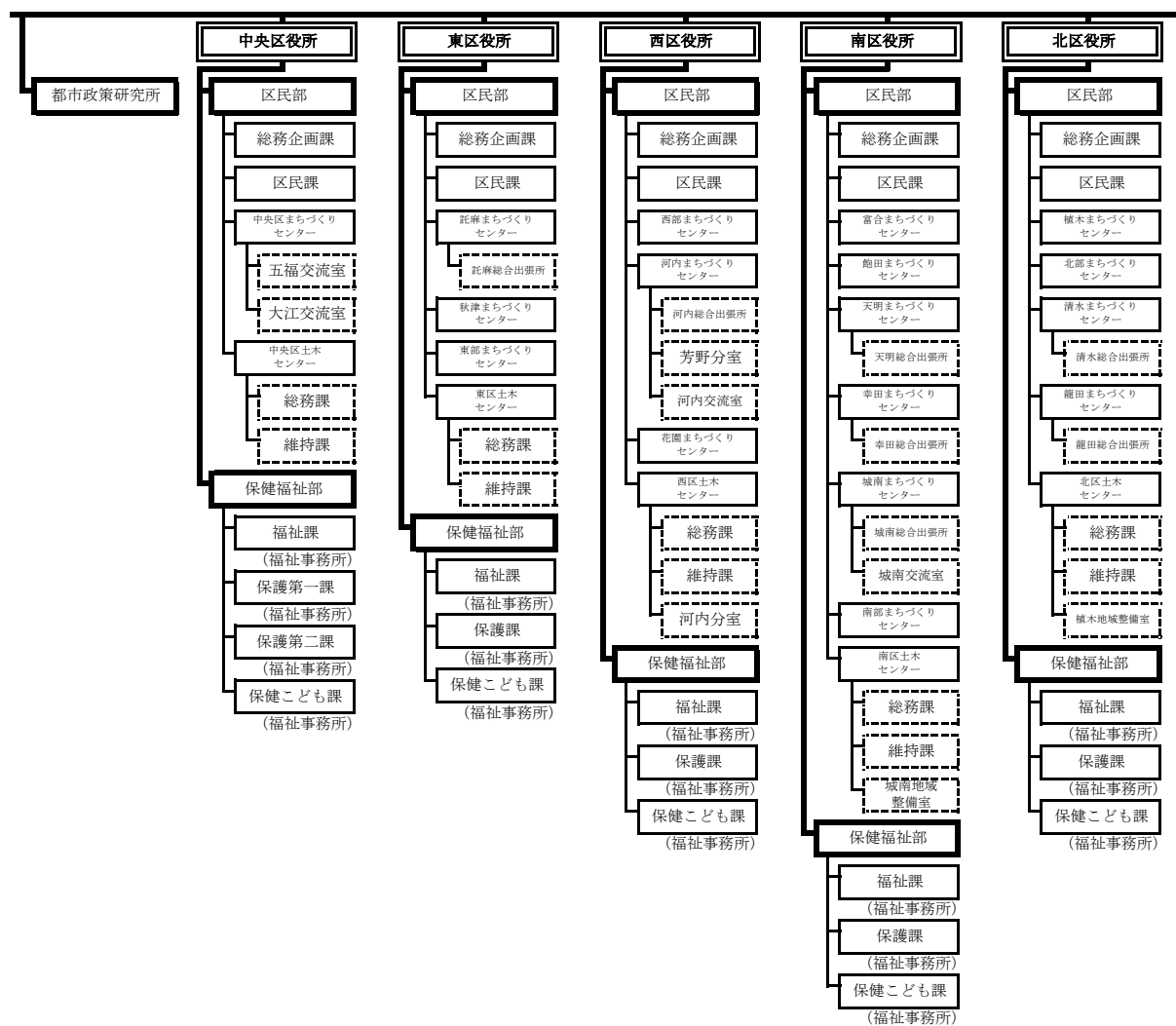
総務・財政

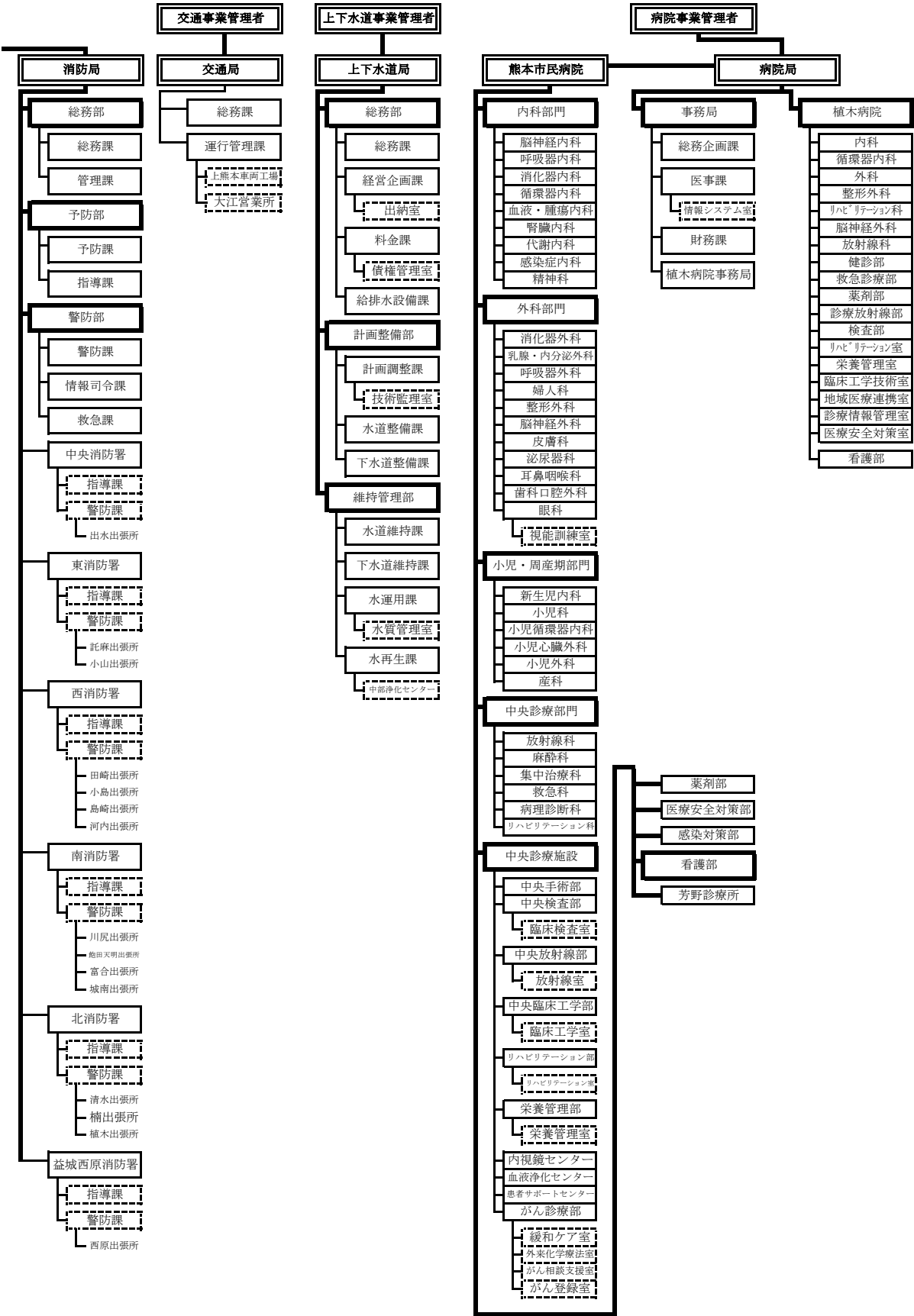
1	熊本市機構図	63
2	情報公開・個人情報保護	69
3	市役所改革	71
4	指定管理者制度	72
5	職員数	75
6	給与	75
7	契約	78
8	情報化推進	79
9	統計	82
10	財政	83
11	公共施設等総合管理計画	89
12	市庁舎等概要	90
13	市税	92
14	債権管理	95
15	選挙	96
16	人事委員会	98

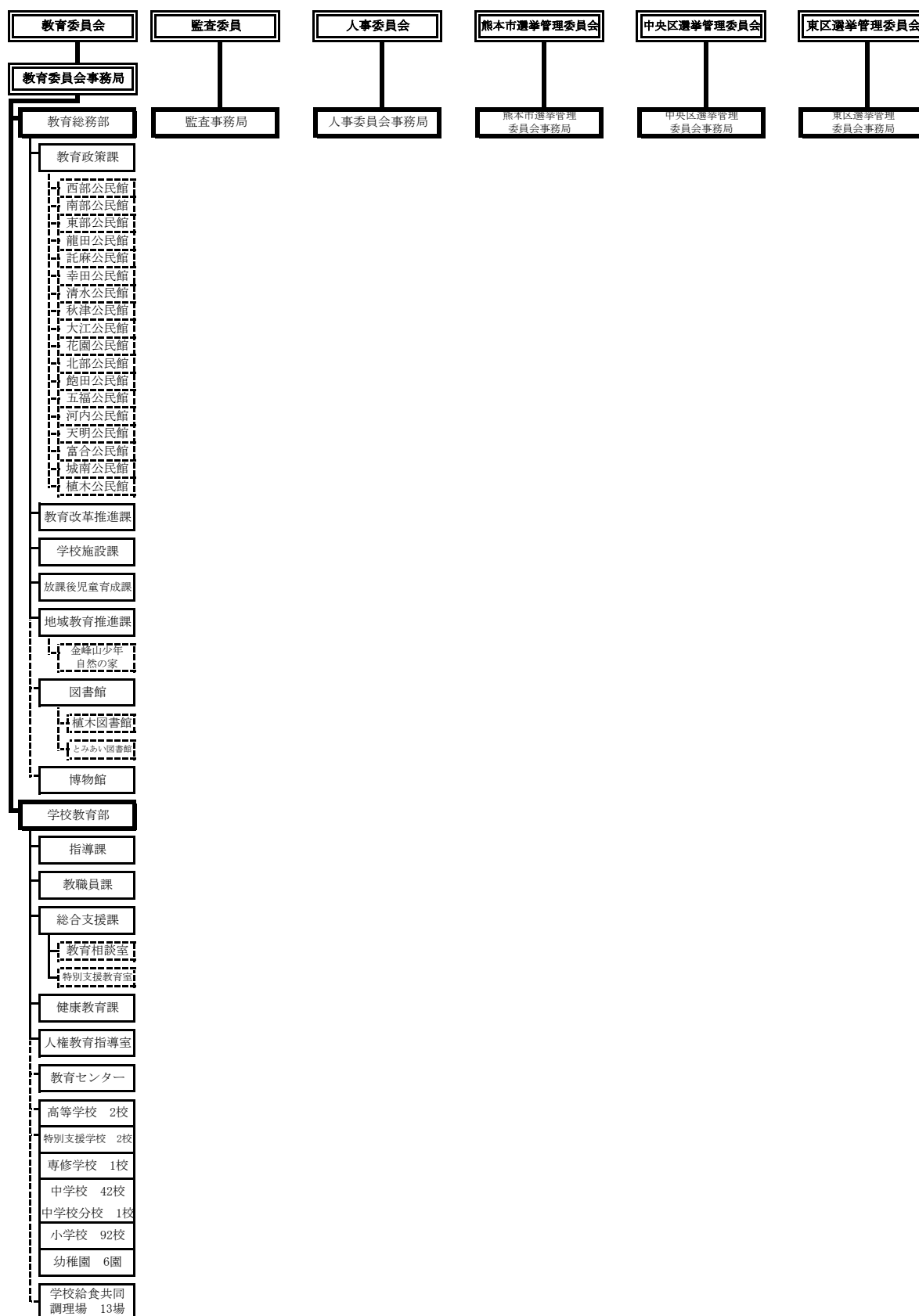
1 熊本市機構図 (令和5年(2023年)4月1日現在)

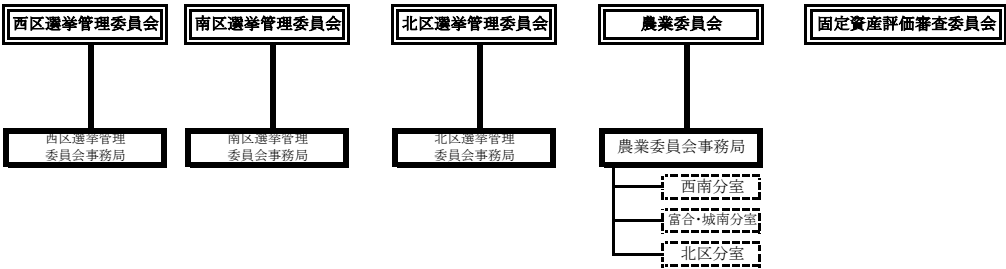












	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会局	27	30	1	0	3	0	職員数: 令和5年4月1日現在 組織数: 令和5年4月1日現在
会計総室	18	4,000	0	1	0	0	
政策局	109		1	5	9	0	
総務局	195		1	3	12	3	
財政局	252		1	2	7	5	
文化市民局	172		1	4	12	2	
健康福祉局	369		1	4	17	0	
こども局	426		1	3	7	4	
環境局	280		1	2	11	1	
経済観光局	172		1	3	11	1	
農水局	147		1	3	8	5	
都市建設局	428		1	6	24	3	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	1,147		5	10	48	25	
消防局	798	870	1	3	13	12	※組織数に係る特記事項 (病院局) 事務局のみ計上 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く
交通局	79	90	1	0	2	2	
上下水道局	351	420	1	3	11	5	
病院局	743	840	1	1	4	1	
教育委員会事務局	4,229	4,665	1	2	13	5	
監査事務局	17	20	0	1	0	0	
人事委員会事務局	13	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	14	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総 計	10,011	11,000	21	65	212	77	

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（１）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年（１９９８年）１０月１日に施行した。

平成１１年（１９９９年）１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（２）令和４年度（２０２２年度）情報公開制度の実施状況

（令和４年（２０２２年）４月１日～令和５年（２０２３年）３月３１日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示	部分 開示	請 求 拒 否					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	小計			
1,823	1,060	751	15	3	77	3	98	1,909	29	0

※１件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

イ 審査請求の件数及び令和４年度（２０２２年度）の処理状況

過去５年間の審査請求の件数

（単位 件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5	2	4	10	8

令和4年度（2022年度）の処理状況

（単位 件）

処 理 状 況			
裁決	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
3	4	14	0

（注）処理状況の各件数には、当該年度以前から出されていた審査請求に関する処理状況の件数を含む。

（3）個人情報保護制度

これまで個人情報保護制度を定めていた熊本市個人情報保護条例に代わって、令和5年（2023年）4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用されることとなった。

個人情報の保護に関する法律は、行政機関等が市民の方々の個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

なお、議会の保有する個人情報については法律の対象外となっているが、本市においては熊本市議会の個人情報の保護に関する条例が法律と同様の保護と開示等を求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

保有の制限、適正な取得、安全管理、利用・提供の制限、個人情報ファイル簿の公表など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに議会

（4）令和4年度（2022年度）個人情報保護制度の実施状況

（令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
176	111	43	5	59	4	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 審査請求の件数及び令和4年度（2022年度）の処理状況

過去5年間の審査請求の件数

（単位 件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	7	0	2

令和4年度（2022年度）の処理状況

（単位 件）

処 理 状 況			
裁決	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
4	0	1	1

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

訂正請求		利用停止請求	
請求件数	処理状況	請求件数	処理状況
2	一部訂正 1 非訂正 2	0	

※1 件の訂正請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

3 市役所改革（改革プロジェクト推進課）

(1) 概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等による将来的な経営資源の制約が懸念される中、持続可能な市政運営を推進し、「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組や、事務事業の徹底的な見直しや受益者負担の見直し、新たな財源のかん養等による行政資源の最適化に向けた取組を実施する。

(2) 取組の視点

ア デジタル市役所の推進

いつでも、どこでも、手軽に、手続やコミュニケーションが可能な市民にとって付加価値の高い市役所を実現するために、行政手続のオンライン化やスマートで快適な窓口サービスの実現等に取り組む。

イ 市民に寄り添うサービス改革

多様な主体が連携し、ともに支え合う地域社会を形成するために、広域的取組の推進や ICT 技術を活用した地域活動支援等に取り組む。

ウ 事業のあり方改革

行政事務を効率的かつ効果的に執行するために、事務事業の徹底的な見直しや民間ノウハウの有効活用等に取り組む。

エ 新たな日常におけるワークスタイルの構築

職員が前向きかつ最大限にパフォーマンスを発揮できる働き方を実現するために、テレワークの推進や新たなワークツールを活用した業務効率化等に取り組む。

オ 人づくり改革

職員の改革意識醸成や組織風土・文化を変革するために、改革へのチャレンジを促進する環境整備や局区のミッションを踏まえた専門人材の育成等に取り組む。

カ リソース（人員・財源・公共施設等）の最適化

計画的な収支マネジメントによる健全な財政運営を推進するために、公共施設の適正管理や公営企業の経営健全化等に取り組む。

4 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年（2003年）6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年（2004年）8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況〔令和5年（2023年）4月1日現在〕

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市植木健康福祉センター	平21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市障害者福祉センター希望荘	平18.4	1	障がい福祉課	（社福）熊本市社会福祉事業団	平31.4.1～令6.3.31
	熊本城ホール	平31.4	4	誘致戦略課	熊本城ホール運営共同事業体	平31.4.1～令6.3.31
	熊本市辛島公園地下駐車場	平18.4				
	熊本市辛島公園地下通路	平26.4				
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（施設）	平18.4				
	熊本市総合体育館・青年会館	平18.4	10	スポーツ振興課	（一財）熊本市文化スポーツ財団	平31.4.1～令6.3.31 令4.3.1～令6.3.31 （城南B&G海洋センターのみ）
	熊本市総合屋内プール	平18.4				
	南部総合スポーツセンター	平18.4				
	託麻スポーツセンター	平18.4				
	田迎公園運動施設	平18.4				
	水前寺競技場	平18.4				
	水前寺野球場	平18.4				
	植木中央公園運動施設	平31.4				
	城南総合スポーツセンター	平31.4				
	城南B&G海洋センター	令4.3				
	熊本市城南地域物産館	平26.10	1	西南部農業振興センター 農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	平31.4.1～令6.3.31
	白川公園	平31.4	2	中央区まちづくりセンター	白川公園複合施設管理運営共同企業体	平31.4.1～令6.3.31
	中央公民館					
令2	熊本市くまもと工芸会館	平17.4	1	文化政策課	くまもと工芸協会共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市夢もやい館	平19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市流通情報会館	平17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	令2.4.1～令7.3.31
	熊本市食品交流会館	平17.4	1	経済政策課	株式会社 フードパル熊本	令2.4.1～令7.3.31
	公営住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	70	市営住宅課	熊本市営住宅管理（中央・北・西）共同企業体	令2.4.1～令7.3.31
	改良住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	4			
	単独住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	3			
	小集落改良住宅（中央区・北区・西区）	平18.4	2			

※城南 B&G 海洋センターについては、他のスポーツ施設（9 施設）との一体管理が最も効率的であるとの判断から、非公募で既存の指定管理者を選定したもの。

指定 年度	施 設 名	導入 年月	施 設 数	所 管 課	指 定 管 理 者 の 名 称	指 定 期 間
令 2	公営住宅(東区・南区)	平 18. 4	49	市営住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	令 2. 4. 1～令 7. 3. 31
	改良住宅(東区・南区)	平 18. 4	4			
	単独住宅(東区・南区)	平 18. 4	2			
	小集落改良住宅(東区・南区)	平 18. 4	1			
令 3	熊本市祖崇廟納骨堂	平 20. 4	1	人権政策課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市南部在宅福祉センター	平 18. 4	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市東部在宅福祉センター	平 18. 4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市東老人福祉センター	平 18. 4	1	高齢福祉課		
	熊本市老人福祉センター (北・西・南・川上・河内・天明)	平 18. 4	6	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市城南老人福祉センター	平 23. 4	2	高齢福祉課	パブリック・オカムラ管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市富合老人福祉センター	平 25. 1				
	西部交流センター	平 30. 4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	東部交流センター	平 19. 4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市植木地域農産物の駅	平 28. 11	1	北東部農業振興センター 農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	令 3. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(運営)	平 18. 4	4	自転車利用推進課	株式会社 バスト 2 4	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市上通自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市庁舎自転車駐車場	平 18. 4				
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	平 24. 4	1	自転車利用推進課	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
令 4	熊本市男女共同参画センター はあもにい	平 24. 4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	熊本市健軍文化ホール	平 24. 4	1	文化政策課	(一財) 熊本市文化スポーツ財団	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	市営墓地納骨堂	令 4. 4	8	健康福祉政策課	株式会社パブリックビジネスジャパン	令 4. 4. 1～令 7. 3. 31
	熊本市お達者文化会館	平 18. 4	3	高齢福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 7. 3. 31
	熊本市南部万年青会館	平 18. 4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	平 18. 4				
	熊本市こども文化会館	平 23. 4	1	こども支援課	(一財) 熊本市文化スポーツ財団	令 4. 3. 1～令 9. 3. 31
	熊本市東部堆肥センター	平 31. 4	1	水保全課	東部堆肥センター管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	戸島ふれあい広場	平 25. 9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	扇田ふれあい広場	平 25. 9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	熊本市勤労者福祉センター	平 18. 4	1	雇用対策課	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	くまもと森都心プラザ	平 23. 4	1	起業・新産業支援課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
	くまもと街なか広場	令 4. 7	3	市街地整備課	花畑広場みらい創造共同企業体	令 4. 7. 1～令 6. 3. 31
	花畑公園	令 4. 7				
	辛島公園	令 4. 7				
	水前寺江津湖公園	平 24. 4	1	東区土木センター 維持課	(一社) 熊本市造園建設業協会	令 4. 4. 1～令 9. 3. 31
令 5	熊本市民会館	平 30. 4	1	文化政策課	(一財) 熊本市文化スポーツ財団	令 5. 4. 1～令 10. 3. 31
	熊本市畜場	平 25. 4	1	健康福祉政策課	熊本 M・K・G 畜場管理共同企業体	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市森林学習館	平 18. 4	1	みどり公園課	森林学習館管理運営共同企業体	令 5. 4. 1～令 7. 3. 31
	熊本市水の科学館	平 18. 4	1	上下水道局経営企画課	(公財) 熊本市上下水道サービス公社	令 5. 4. 1～令 10. 3. 31
	熊本市立城南図書館	平 26. 3	1	市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	令 5. 4. 1～令 10. 3. 31
	熊本市城南児童館	平 26. 3	1	こども支援課		

(2) 非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設 (※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市老人憩の家	平 18. 4	127	高齢福祉課	各老人憩の家運営委員会	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31
令 3	熊本市共同利用施設託麻東部会館	平 18. 4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
	三山荘	平 18. 4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31
令 5	地域コミュニティセンター	平 17. 4 から 順次	76	地域活動推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	平 18. 4	1	みどり公園課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31
	川尻公会堂	平 31. 4	1	南部まちづくりセンター	熊本市川尻公会堂運営委員会	令 5. 4. 1～令 8. 3. 31

小規模施設 (※管理委託費が年間 500 万円以下の施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市高齢者技能習得センター	平 18. 4	1	高齢福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31
令 2	リデル、ライト両女史記念館	平 18. 4	1	文化財課	リデル、ノット、ライト顕彰会	令 2. 4. 1～令 7. 3. 31

複合型施設 (※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 3	熊本市西里老人福祉センター	平 26. 4	1	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	令 3. 4. 1～令 6. 3. 31

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設 (※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者に施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 3	熊本市職業訓練センター	平 18. 4	2	雇用対策課	熊本市職業訓練施設管理共同企業体	令 3. 4. 1～令 8. 3. 31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

事業運営の特殊性が重視される施設 (※施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設)

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市国際交流会館	平 18. 4	1	国際課	(一財) 熊本市国際交流振興事業団	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31
	熊本市現代美術館	平 18. 4	1	文化政策課	(公財) 熊本市美術文化振興財団	平 31. 4. 1～令 6. 3. 31

P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 22	桜の馬場観光交流施設	平 23. 3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	平 23. 3. 5～令 13. 3. 31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					
令 6	熊本市立金峰山少年自然の家	令 6. 4	1	地域教育推進課	金峰山ビレッジ 株式会社	令 6. 4. 1～令 22. 3. 31

5 職員数（人事課）

（令5.4.1現在）

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,000	3,719
議 会 局	30	27
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	14	8
監 査 事 務 局	20	17
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	4,229
人 事 委 員 会 事 務 局	16	13
消 防 局	870	798
農 業 委 員 会 事 務 局	35	27
交 通 局	90	79
上 下 水 道 局	420	351
病 院 局	840	743
計	11,000	10,011

6 給与（労務厚生課）

（1）局別職員給料

（令 5.4.1 現在）

局 別	区 分	給 料 月 額（円）			平均年齢	平 均 勤続年数
		最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局		552,300	159,300	318,652	41歳 6月	17年 3月
議 会 局		492,500	210,400	346,204	42歳10月	19年 6月
選挙管理委員会事務局		454,300	356,300	401,413	52歳 6月	29年 0月
監 査 事 務 局		454,300	257,100	395,323	50歳10月	28年11月
教育委員会事務局		487,700	159,300	360,421	43歳 7月	15年10月
人事委員会事務局		453,500	224,500	330,731	40歳 2月	15年 8月
消 防 局		490,100	175,100	318,712	40歳 2月	17年 9月
農業委員会事務局		451,900	245,800	357,378	49歳 2月	24年 6月
交 通 局		454,300	162,900	319,145	43歳 7月	18年10月
上 下 水 道 局		455,100	159,300	304,558	39歳12月	16年 1月
病 院 局		588,100	191,700	328,507	41歳 6月	13年 4月
全 体		588,100	159,300	336,362	42歳 3月	16年 5月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

※平均給料月額、平均年齢及び平均勤続年数は、再任用職員、任期付職員及び臨時職員を除いて算出

(2) 初任給基準

(令和5.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行政職員給料表	一 般	正規の試験	上級職		1	29	193,500
			初級職		1	9	159,300
	保 育 士		短 大 卒	1	19	173,400	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	42	210,400	
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	42	210,400	
			大 学 卒	1	29	193,500	
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	29	193,500	
			短 大 卒	1	19	173,400	
	給 食 栄 養 士		短 大 卒	1	19	173,400	
			大 学 卒	1	29	193,500	
	保 健 師 助 産 師		短 大 3 卒	1	25	186,400	
			短 大 3 卒	1	23	181,700	
	看 護 師		短 大 2 卒	1	19	173,400	
			診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 視能訓練士	大 学 卒	1	28	191,700
				短 大 3 卒	1	24	184,100
	歯 科 衛 生 士		短 大 3 卒	1	24	184,100	
			短 大 2 卒	1	19	173,400	
			高 校 専 攻 科 卒	1	15	166,700	
		学 芸 員	大 学 卒	1	29	193,500	
	そ の 他	大 学 卒	1	29	193,500		
		短 大 卒	1	19	173,400		
		高 校 卒	1	9	159,300		
業職給料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	17	153,100	
			中 学 卒	1	9	145,500	
消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正規の試験	上級職		1	37	203,500
	初 級 消 防 職		初級職		1	17	169,400
医職給料 療員表	医 歯 科 医 師		博 士 課 程 修 了	1	25	337,300	
			大 学 6 卒	1	1	253,600	
教育職員給料表（一）	博 士 課 程 修 了		2	33	275,300		
	修 士 課 程 修 了 専門職学位課程修了		2	17	235,900		
	大 学 卒		2	5	214,200		
	短 大 卒		1	15	189,800		
	大 学 卒		1	25	210,100		
	短 大 卒		1	15	189,800		
	高 校 卒		1	5	170,500		
	教育職員給料表（二）		博 士 課 程 修 了	2	45	275,300	
			修 士 課 程 修 了 専門職学位課程修了	2	29	235,900	
			大 学 卒	2	17	214,200	
短 大 卒			2	7	192,700		
大 学 卒			1	25	210,100		
短 大 卒			1	15	189,800		
高 校 卒	1		5	170,500			

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,190,000	平31. 4. 1	1,188,000	平30. 4. 1
副市長	947,000	〃	946,000	〃
常勤監査委員	690,000	〃	689,000	〃
企業管理者(水道・病院)	705,000	〃	704,000	〃
企業管理者(交通)	635,000	〃	634,000	〃
教育長	705,000	〃	704,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員	月 額 126,000	平31. 4. 1	88,000	平16. 4. 1
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤) 市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 137,000 月 額 71,000	平16. 4. 1 〃	139,000 72,000	平10. 4. 1 〃
人事委員会	委 員 長 委 員	月 額 165,000 月 額 139,000	〃 〃	167,000 140,000	〃 〃
市の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 90,000 月 額 59,000 日 額 10,000	〃 〃 平 4. 1. 1	92,000 60,000 7,000	〃 〃 昭61. 4. 1
区の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 60,000 月 額 40,000 日 額 10,000	平24. 4. 1 〃 〃	- - -	- - -
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、 開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22	-	-
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22	-	-
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
	農地利用最適化推進委員	月 額 50,000	平29. 9. 22	-	-
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜すい))

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 : 円 (1日につき)	宿 泊 料 : 円 (1夜につき)	食 卓 料 : 円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金 (特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。)	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3, 300	16, 500	3, 300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2, 600	13, 100	2, 600
3号	1級から6級までの職務にある者			2, 200	10, 900 (規則で定める地域に宿泊する場合は、13, 100)	2, 200

- (注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかには普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかには現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第5号) 第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 契約 (契約政策課・工事契約課)

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度 (2007年度) から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度 (2012年度) から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、令和4年度 (2022年度) は260件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

(1) 競争入札有資格者 (令和5年度 (2023年度)) ※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者 (社)	1, 191	520
県外業者 (社)	611	459
計	1, 802	979

(2) 契約件数及び金額 (令和4年度 (2022年度)) (単位 千円)

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	847	57, 123, 863
測 量 等 委 託	550	6, 122, 012
保 守 点 検	69	190, 408
計	1, 466	63, 436, 283

(3) 契約額及び件数・業種別集計表

(単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H30	23,467,305	301	12,228,264	64	3,432,481	83	1,749,491	57
R1	21,742,811	310	5,964,649	41	1,886,708	78	1,380,365	51
R2	19,904,591	281	4,388,507	61	4,093,418	91	2,320,342	53
R3	21,510,940	293	3,659,779	45	2,445,557	73	1,531,805	60
R4	20,321,389	281	10,184,836	39	4,958,178	87	3,016,254	74
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H30	1,949,973	58	213,174	7	4,377,779	52	6,147,470	251
R1	3,325,820	93	577,789	12	2,583,424	36	9,327,618	289
R2	2,660,986	87	829,852	18	2,645,895	42	10,690,069	318
R3	4,188,603	112	443,457	14	3,367,289	42	9,151,612	252
R4	2,733,261	86	265,084	9	3,162,369	40	12,482,492	231
年度	測量等業務		保守点検		合 計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
H30	4,704,785	515	282,330	89	58,553,052		1,477	
R1	5,572,665	560	226,494	76	52,588,343		1,546	
R2	5,676,905	604	246,735	85	53,457,300		1,640	
R3	5,980,155	554	177,743	69	52,456,940		1,514	
R4	6,122,012	550	190,408	69	63,436,283		1,466	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

8 情報化推進

ICT（情報通信技術）に関する技術革新は加速度的に進むことが予想されている。本市においてもデジタル市役所の実現に向けて、ICTを市政運営に効果的・効率的に活用することが求められている。市民向け及び職員向け情報システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の確実な維持に取り組みながら、市民サービスの向上及び行政運営の更なる効率化を図るため、デジタル技術を積極的に導入した情報化施策を推進していく。

(1) 電子自治体推進事業（デジタル戦略課）

市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化を踏まえると、行政サービスのデジタル化は急務であり、国の情報化戦略等と整合を図りながら、デジタル市役所の推進に取り組んでいる。

ア 電子申請

マイナポータル・ぴったりサービスにおいて、国が策定した自治体DX推進手順書に従い、順次行政手続きのオンライン化を進めている。あわせて、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会で共同運営する電子申請サービスにおいても、利用拡大を進めている。

イ デジタル技術の利活用

AIやRPAといったデジタル技術の利活用による行政運営の効率化、ICTを活用した市民サービス向上に向けた施策に取り組んでいる。

(2) 庁内ネットワーク整備事業（デジタル戦略課）

ア 目的

庁内ネットワーク（略称を「Cネット」という。）の安定運用はもとより、情報技術を取り巻く環境の進展や、職員の多様な働き方に対応した情報基盤の最適化を図ることで、行政運営の更なる効率化を図る。

イ システムの概要

Cネットは、平成13年（2001年）4月から運用開始し、平成25年（2013年）の更改を経て、平成28年度（2016年度）にはセキュリティ強化を図った。

平成30年（2018年）に実施したサーバ更改では、職員の場所にとらわれない働き方を実現する第一歩として、庁内無線 LAN 環境整備、仮想化サーバを経由したCネットへの接続環境の構築、BYOD（私用端末の業務利用）を開始した。

ウ テレワーク環境の整備

令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症や様々な危機事象への対応、さらには新しい生活様式も見据えた働き方改革を推進するため、庁外からでも庁内のネットワークシステムにアクセス可能な環境を整備した。現時点で、業務用モバイル端末約5800台を活用することで、Cネット利用環境下でのテレワークが実施可能である。

(3) 総合行政情報システム（システム推進課）

ア 情報システムの現状

① 目的

住民サービスの根幹となる熊本市総合行政情報システム（略称を「Aネット」という。）（住民情報系、保険料系、福祉系、税務系、保健福祉系）の安定稼働を図るとともに、国が推進する自治体DX（行政手続オンライン化、基幹業務システムの標準化）への対応を行い、市民が最大限の効果を享受できるようシステムの整備を進める。

② システムの概要

Aネットは、昭和61年（1986年）以降、汎用機（ホストコンピュータ）で、開発・稼働していた各業務システムを再構築したものである。再構築にあたっては、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化基本計画を平成21年度（2009年度）に策定し、平成24年（2012年）4月の政令指定都市移行、同年7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成24年度（2012年度）に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼働した。その後、平成25年度（2013年度）の共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分、平成27年度（2015年度）の保険料系システム、平成28年度（2016年度）の福祉系システム、平成30年度の税務系システムの稼働により、汎用機からの移行を完了した。

また、平成19年度（2007年度）に稼働した保健福祉情報ネットワークシステム（略称を「HAWネット」という。）を、令和4年（2022年）1月にAネットへ統合を行った。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度にも対応しており、毎年度実施されるデータ標準レイアウト改版の対応も行っている。

運用にあたっては、サーバと本庁、各区役所・総合出張所等の出先機関を専用の通信回線によりオンライン接続するほか、大量の帳票出力やデータの一括更新等はバッチ処理を実施している。

イ 総合行政情報システム稼働業務一覧

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 29	18	個人住民税
	2	住民記録／印鑑登録		19	固定資産税
平成 25	3	戸籍	平成 30	20	軽自動車税
	4	住基ネット		21	法人市民税
	5	住居表示証明／就学		22	事業所税
平成 26	6	選挙		23	市たばこ税
平成 27	7	国民健康保険		24	入湯税
	8	介護保険		25	税収滞納管理

平成 28	9	国民年金	令和 3	26	障がい福祉
	10	生活保護		27	障がい者自立支援
	11	児童手当		28	子ども子育て支援
	12	児童扶養手当		29	健康管理
	13	ひとり親家庭等医療費助成		30	家庭児童相談
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付		31	児童相談
	15	子ども医療費助成			
	16	重度心身障がい者医療費助成			
	17	養護老人ホーム入所措置			

ウ 基幹業務システムの標準化

① 国の方針（地方公共団体情報システム標準化基本方針）

・移行期間

令和 7 年度（2025 年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す。

・情報システムの運用経費等

平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減を目指す。

② 本市の取組

国の方針や公表された標準仕様書や関連文書、事業者の状況を踏まえ、移行期間や財政支援等についての課題を整理し、本市にとって最適な移行ができるよう関係各課で構成された「標準化推進プロジェクト」にて、取り組む。

具体的な取り組みとして、業務グループごとに業務の分析や検討のうえシステム移行を進め、また共通機能やガバメントクラウドの検討について標準化推進プロジェクトにて取り組む。

（４）情報セキュリティ対策（情報政策課）

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や不正な書き換え等が発生した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために講ずべき情報セキュリティ対策をとりまとめた、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成 19 年（2007 年）1 月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成 19 年度（2007 年度）から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価のうえ、各種対策の見直し等を行っている。

9 統計（データ戦略課）

（１）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国家計構造調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の生産構造、就業構造を明らかにする。
経済センサス－基礎調査 経済センサス－活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とし、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス－基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス－活動調査」の二つから成る。
学校基本調査（文部科学省）	毎年	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

（２）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサス－活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

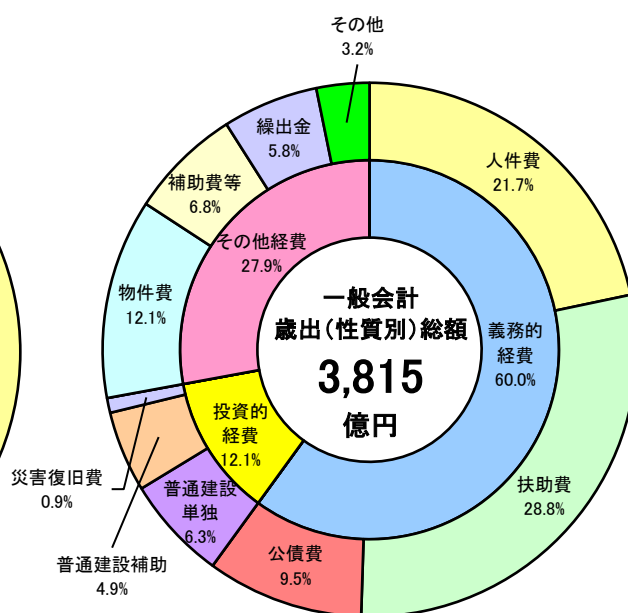
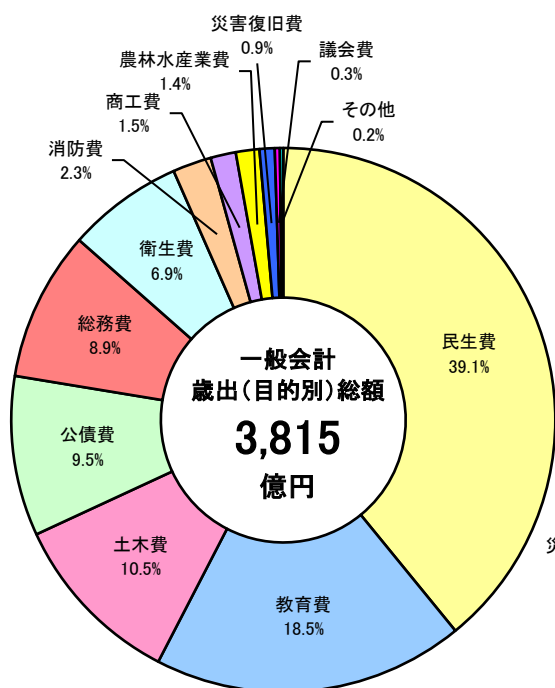
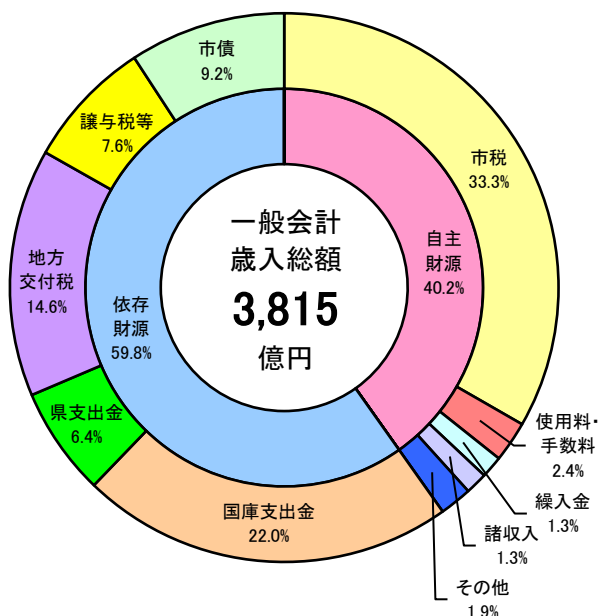
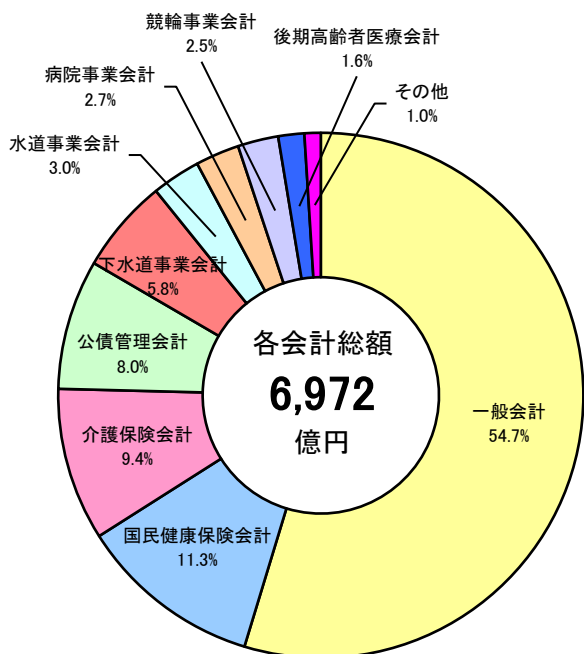
（市独自の統計データ）

- ① 市勢要覧
- ② 熊本市統計書
- ③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データの一部については、市ホームページ上で閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

10 財政(財政課)

(1) 令和5年度(2023年度)当初予算図表



(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

年 度 会 計 名	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		比 較	
	(A)	構成比 (%)	(B)	構成比 (%)	(B - A)	伸率 (%)
一 般 会 計	379,100,000	54.8	381,500,000	54.7	2,400,000	0.6
特 別 会 計	226,447,523	32.7	232,226,977	33.3	5,779,454	2.6
国民健康保険会計	76,499,326	11.1	78,872,599	11.3	2,373,273	3.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	180,000	0.0	180,000	0.0	0	0.0
介護保険会計	64,953,081	9.4	65,400,022	9.4	446,941	0.7
後期高齢者医療会計	12,067,914	1.7	11,476,710	1.6	△ 591,204	△ 4.9
農業集落排水事業会計	370,515	0.1	345,400	0.1	△ 25,115	△ 6.8
産業振興資金会計	3,508,000	0.5	2,590,000	0.4	△ 918,000	△ 26.2
競輪事業会計	15,288,389	2.2	17,483,883	2.5	2,195,494	14.4
公共用地先行取得事業会計	91,648	0.0	61,416	0.0	△ 30,232	△ 33.0
植木中央土地区画整理事業会計	289,650	0.0	255,900	0.0	△ 33,750	△ 11.7
奨学金貸付事業会計	110,900	0.0	106,900	0.0	△ 4,000	△ 3.6
公債管理会計	53,088,100	7.7	55,454,147	8.0	2,366,047	4.5
一般会計・特別会計合計	605,547,523	87.5	613,726,977	88.0	8,179,454	1.4
企 業 会 計	86,200,064	12.5	83,456,259	12.0	△ 2,743,805	△ 3.2
病院事業会計	17,346,108	2.5	18,561,395	2.7	1,215,287	7.0
水道事業会計	26,681,572	3.9	20,994,401	3.0	△ 5,687,171	△ 21.3
下水道事業会計	38,979,338	5.6	40,089,209	5.8	1,109,871	2.8
工業用水道事業会計	7,314	0.0	7,324	0.0	10	0.1
交通事業会計	3,185,732	0.5	3,803,930	0.5	618,198	19.4
総 計	691,747,587	100.0	697,183,236	100.0	5,435,649	0.8

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

年 度 性質別		令和4年度 (2022年度)	構成比 (%)	令和5年度 (2023年度)	構成比 (%)	比 較 (B-A)	伸率 (%)
		(A)		(B)			
	人 件 費	86,379,880	22.8	82,945,529	21.7	△ 3,434,351	△ 4.0
	扶 助 費	107,330,394	28.3	109,776,553	28.8	2,446,159	2.3
	公 債 費	35,647,049	9.4	36,319,318	9.5	672,269	1.9
	義 務 的 経 費	229,357,323	60.5	229,041,400	60.0	△ 315,923	△ 0.1
	普 通 建 設 (補 助)	15,168,328	4.0	18,593,479	4.9	3,425,151	22.6
	普 通 建 設 (単 独)	23,171,231	6.1	24,166,779	6.3	995,548	4.3
	災 害 復 旧 費	5,518,242	1.5	3,452,088	0.9	△ 2,066,154	△ 37.4
	投 資 的 経 費	43,857,801	11.6	46,212,346	12.1	2,354,545	5.4
	物 件 費	45,801,073	12.1	46,046,866	12.1	245,793	0.5
	維 持 補 修 費	4,128,342	1.1	4,457,323	1.2	328,981	8.0
	補 助 費 等	28,383,980	7.5	25,965,329	6.8	△ 2,418,651	△ 8.5
	積 立 金	3,381,434	0.9	5,285,861	1.4	1,904,427	56.3
	投 資 及 び 出 資 金	2,273,460	0.6	2,434,622	0.6	161,162	7.1
	貸 付 金	10,000	0.0	10,000	0.0		0.0
	繰 出 金	21,786,587	5.7	21,926,253	5.8	139,666	0.6
	そ の 他 の 経 費	105,764,876	27.9	106,126,254	27.9	361,378	0.3
	予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0		0.0
	合 計	379,100,000	100.0	381,500,000	100.0	2,400,000	0.6

（４）一般会計決算の推移

（歳入）

年 度 区 分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源	147,600,937	37.9	8.3	153,441,890	38.7	4.0	148,353,344	32.6	△ 3.3	155,573,869	36.5	4.9	160,022,705	39.2	2.9
市 税	113,433,633	29.2	14.1	117,804,098	29.7	3.9	116,856,952	25.7	△ 0.8	120,679,722	28.3	3.3	125,493,743	30.7	4.0
分担金及び負担金	3,845,693	1.0	△ 3.6	2,792,488	0.7	△ 27.4	1,853,609	0.4	△ 33.6	1,887,382	0.4	1.8	1,956,828	0.5	3.7
使用料及び手数料	7,914,078	2.0	1.2	8,399,554	2.1	6.1	7,551,651	1.7	△ 10.1	7,739,187	1.8	2.5	8,330,328	2.0	7.6
財 産 収 入	559,914	0.1	△ 64.4	1,132,107	0.3	102.2	3,138,992	0.7	177.3	3,518,970	0.8	12.1	4,334,746	1.1	23.2
寄 附 金	676,165	0.2	△ 43.8	393,084	0.1	△ 41.9	614,779	0.1	56.4	638,731	0.2	3.9	898,543	0.2	40.7
繰 入 金	3,942,713	1.0	△ 26.8	7,517,766	1.9	90.7	5,487,258	1.2	△ 27.0	5,351,904	1.3	△ 2.5	3,953,873	1.0	△ 26.1
繰 越 金	12,179,798	3.1	16.1	10,271,890	2.6	△ 15.7	7,957,532	1.7	△ 22.5	10,408,758	2.4	30.8	9,764,349	2.4	△ 6.2
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)	3,032,246	0.8	△ 28.4	3,203,598	0.8	5.7	3,272,250	0.7	2.1	3,315,625	0.8	1.3	3,469,821	0.8	4.7
収 益 事 業 収 入	2,016,697	0.5	△ 8.5	1,927,305	0.5	△ 4.4	1,620,321	0.4	△ 15.9	2,033,590	0.5	25.5	1,820,474	0.5	△ 10.5
依 存 財 源	240,658,476	62.1	△ 13.6	242,862,343	61.3	0.9	306,500,438	67.4	26.2	270,564,954	63.5	△ 11.7	248,451,907	60.8	△ 8.2
地 方 譲 与 税	2,166,150	0.6	0.9	2,151,555	0.5	△ 0.7	2,573,870	0.6	19.6	2,270,680	0.5	△ 11.8	2,245,631	0.5	△ 1.1
利 子 割 交 付 金	155,842	0.0	△ 6.1	57,817	0.0	△ 62.9	65,652	0.0	13.6	56,917	0.0	△ 13.3	25,108	0.0	△ 55.9
配 当 割 交 付 金	300,975	0.1	29.8	240,833	0.1	△ 20.0	283,565	0.1	17.7	260,430	0.1	△ 8.2	481,356	0.1	84.8
株式等譲渡所得割 交 付 金	234,568	0.1	△ 29.9	162,628	0.0	△ 30.7	278,582	0.1	71.3	524,894	0.1	88.4	326,696	0.1	△ 37.8
県民税所得割交付金	1,854,188	0.5	△ 83.3	129,717	0.0	△ 93.0	134,965	0.0	4.0	136,524	0.0	1.2	149,140	0.0	9.2
地方消費税交付金	14,370,978	3.6	3.3	13,399,728	3.4	△ 6.8	16,270,646	3.6	21.4	17,749,187	4.2	9.1	18,641,036	4.6	5.0
自動車取得税交付金	513,782	0.1	△ 2.0	272,570	0.1	△ 46.9	29,476	0.0	△ 89.2	0	0.0	皆減	0	0.0	-
軽油引取税交付金	2,987,128	0.8	0.6	2,919,277	0.7	△ 2.3	6,709,293	1.5	129.8	3,576,652	0.8	△ 46.7	3,658,547	0.9	2.3
環境性能割交付金	-	-	-	79,951	0.0	皆増	183,111	0.0	129.0	188,737	0.1	3.1	234,018	0.1	24.0
ゴルフ場利用税交付金	11,022	0.0	△ 11.9	9,920	0.0	△ 10.0	9,184	0.0	△ 7.4	11,623	0.0	26.6	8,602	0.0	△ 26.0
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-	827,105	0.2	皆増	1,452,388	0.3	75.6	1,504,214	0.4	3.6
地方特例交付金	671,014	0.2	18.7	1,747,850	0.5	160.5	1,011,427	0.2	△ 42.1	2,394,090	0.6	136.7	1,222,886	0.3	△ 48.9
地 方 交 付 税	46,076,085	11.9	1.6	46,940,648	11.8	1.9	45,543,337	10.0	△ 3.0	53,825,313	12.6	18.2	52,446,177	12.8	△ 2.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	243,806	0.1	△ 6.8	228,152	0.1	△ 6.4	242,858	0.0	6.4	229,955	0.1	△ 5.3	203,308	0.0	△ 11.6
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,431	0.0	△ 10.0	4,948	0.0	△ 8.9	4,948	0.0	0.0	4,505	0.0	△ 9.0	4,509	0.0	0.1
国 庫 支 出 金	87,179,039	22.5	△ 10.9	86,216,474	21.8	△ 1.1	170,584,443	37.5	97.9	119,516,913	28.1	△ 29.9	107,187,071	26.3	△ 10.3
県 支 出 金	32,786,103	8.4	△ 24.9	27,710,369	7.0	△ 15.5	24,478,630	5.4	△ 11.7	26,898,493	6.3	9.9	25,840,917	6.3	△ 3.9
受 託 事 業 収 入	356,865	0.1	40.4	119,918	0.0	△ 66.4	71,846	0.0	△ 40.1	165,753	0.0	130.7	130,991	0.0	△ 21.0
市 債	50,745,500	13.1	△ 14.3	60,469,988	15.3	19.2	37,197,500	8.2	△ 38.5	41,301,900	9.7	11.0	34,141,700	8.4	△ 17.3
うち臨時財政対策債	22,893,500	5.9	1.9	18,268,088	4.6	△ 20.2	17,111,000	3.8	△ 6.3	17,068,000	4.0	△ 0.3	13,797,500	3.4	△ 19.2
合 計	388,259,413	100.0	△ 6.4	396,304,233	100.0	2.1	454,853,782	100.0	14.8	426,138,823	100.0	△ 6.3	408,474,612	100.0	△ 4.1

(歳出)

区 分 \ 年 度	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費	1,150,426	0.3	7.3	1,103,548	0.3	△ 4.1	1,053,745	0.2	△ 4.5	1,057,453	0.3	0.4	1,085,259	0.3	2.6
総 務 費	34,555,540	9.2	2.5	36,055,172	9.3	4.3	106,123,695	23.9	194.3	33,942,675	8.2	△ 68.0	34,522,835	8.6	1.7
民 生 費	132,721,946	35.1	0.9	136,866,043	35.2	3.1	143,687,924	32.3	5.0	166,289,028	39.9	15.7	154,343,378	38.6	△ 7.2
衛 生 費	18,274,900	4.8	7.4	18,126,406	4.7	△ 0.8	21,395,784	4.8	18.0	31,008,348	7.4	44.9	31,795,383	8.0	2.5
農 林 水 産 業 費	6,877,416	1.8	△ 25.5	5,627,152	1.4	△ 18.2	4,984,223	1.1	△ 11.4	8,299,875	2.0	66.5	5,500,667	1.4	△ 33.7
商 工 費	13,136,177	3.5	67.7	20,158,657	5.2	53.5	11,660,475	2.6	△ 42.2	11,215,883	2.7	△ 3.8	9,843,847	2.5	△ 12.2
土 木 費	49,453,931	13.1	0.2	50,721,131	13.1	2.6	41,997,333	9.5	△ 17.2	45,592,401	10.9	8.6	41,908,710	10.5	△ 8.1
消 防 費	8,959,656	2.4	13.2	10,496,984	2.7	17.2	8,307,419	1.9	△ 20.9	8,531,069	2.0	2.7	8,621,867	2.1	1.1
教 育 費	61,181,115	16.2	△ 3.2	65,676,102	16.9	7.3	64,867,246	14.6	△ 1.2	67,258,117	16.2	3.7	69,058,554	17.3	2.7
災 害 復 旧 費	20,433,252	5.4	△ 59.3	12,942,658	3.3	△ 36.7	9,954,396	2.2	△ 23.1	9,180,780	2.2	△ 7.8	6,665,900	1.7	△ 27.4
公 債 費	30,703,963	8.1	△ 1.3	30,121,248	7.8	△ 1.9	29,772,385	6.7	△ 1.2	33,291,345	8.0	11.8	35,243,952	8.8	5.9
諸 支 出 金	539,200	0.1	20.1	451,600	0.1	△ 16.2	640,400	0.2	41.8	707,500	0.2	10.5	802,800	0.2	13.5
合 計	377,987,522	100.0	△ 6.1	388,346,701	100.0	2.7	444,445,025	100.0	14.4	416,374,474	100.0	△ 6.3	399,393,152	100.0	△ 4.1

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

年 度 区 分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	143,060,127	1.0	129	147,366,537	3.0	133	151,676,576	2.9	137	159,073,806	4.9	143	162,163,345	1.9	146
基準財政収入額	100,277,950	0.7	137	103,622,421	3.3	142	108,897,932	5.1	149	108,227,442	△0.6	148	112,728,344	4.2	154
標準税収入額	125,452,996	0.6	132	130,664,597	4.2	138	135,620,998	3.8	143	134,605,485	△0.7	142	140,398,527	4.3	148
標準財政規模	191,297,285	1.1	131	192,806,403	0.8	132	195,249,864	1.3	134	208,961,462	7.0	143	203,631,086	△2.6	140
財政力指数	0.71			0.70			0.71			0.70			0.70		
実質収支比率 (%)	3.4			3.5			2.8			3.2			3.7		
経常収支比率 (%)	90.0			91.6			91.0			90.8			93.0		
公債費比率 (%)	—			—			—			—			—		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
実質公債費比率 (%)	7.7			6.6			6.0			5.4			5.4		
将来負担比率 (%)	116.6			126.7			121.9			104.6			102.2		

1 1 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（１）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として策定した「熊本市公共施設等総合管理計画」に基づき、本市における公共施設マネジメントを推進している。

（２）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の３項目を基本方針として設定している。

【方針１】資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針２】施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針３】施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（３）公共施設マネジメントに向けた取組

各分野・施設で策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、今後５年間の大規模改修や建替え、さらには施設の再編等の取組を本市の財政運営との整合を図りながら実施していくため、「公共施設等総合管理計画・実施計画」を策定している。

引き続き、実施計画の見直しを行いながら、各種取組についての進捗管理や検証を行い、公共施設マネジメントの取組を着実に推進していく。

1 2 市庁舎等概要

(1) 市庁舎（管財課）

昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年（2012年）4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

所 在 地	中央区手取本町1番1号		
敷 地 面 積	10,007.20㎡		
建 築 面 積	5,583.54㎡		
延 床 面 積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和54年 3月17日	
	竣 工	昭和56年10月31日	
総 事 業 費	112億2,000万円		
財 源 内 訳	基 金	62億5,000万円	
	起 債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 熊本市役所駐車場（管財課）

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所 在 地	中央区下通1丁目1番8号
供 用 開 始 日	昭和55年4月1日
供 用 日	年中無休
収 容 台 数	自動車333台
入出庫できる時間	24時間可能

令和4年度(2022年度)利用状況		
利 用 台 数	342,153台	
駐車料金収入	64,531,270円	

(3) 辛島公園地下駐車場（誘致戦略課）

熊本市周辺の都市交通環境の改善及び円滑化と、秩序ある自動車使用の促進を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 地	中央区辛島町1番地下1号
供 用 開 始 日	平成5年（1993年）2月1日
供 用 日	年中無休
収 容 台 数	駐車場（自動車専用） 432台 （令和4年（2022年）4月1日現在収容可能台数） 駐輪場 自転車314台、原付バイク160台、自動二輪車30台
入出庫できる時間	駐車場 24時間可能 駐輪場 午前7時～翌日午前1時

13 市税（税制課・市民税課・固定資産税課・納税課）

（1）市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)				
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500 円	1 期 6/1 ～ 6/30 2 期 8/1 ～ 8/31 3 期 10/1 ～ 10/31 4 期 1/1 ～ 1/31				
		所 得 割	課税所得金額の8%					
	法 人	均 等 割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの 年額 60,000 円 (2) 資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000 円 (3) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000 円 (4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 180,000 円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 480,000 円 (7) 資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000 円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 2,100,000 円 (9) 資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日				
			法 人 税 割		$\frac{8.4}{100}$ $\left[\begin{array}{c} \text{※平成26年10月1日から令和元年(2019年)} \\ \text{9月30日までに開始する事業年度は} \end{array} \frac{12.1}{100} \right]$			
			個 人		均 等 割	2,000 円	個人市民税と同じ	
					所 得 割	課税所得金額の2%		
			固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	1 期 5/1 ～ 5/31 2 期 7/1 ～ 7/31 3 期 9/1 ～ 9/30 4 期 12/1 ～ 12/31	
			都市計画税			$\frac{0.3}{100}$	固定資産税と同じ	

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 2,000円 イ 90cc以下 2,000円 ウ 125cc以下 2,400円 エ ミニカー 3,700円 2 軽自動車 ア 二輪のもの（側車付を含む） 3,600円 イ 三輪のもの ①3,100円 ②3,900円 ③4,600円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用 ① 7,200円 ②10,800円 ③12,900円 営業用 ① 5,500円 ② 6,900円 ③ 8,200円 貨物用のもの 自家用 ① 4,000円 ② 5,000円 ③ 6,000円 営業用 ① 3,000円 ② 3,800円 ③ 4,500円 ※イ、ウの①は平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの、②は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたもの、③は最初の新規検査から13年を経過したもの。 エ 雪上車 3,600円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400円 イ その他のもの 5,900円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超（側車付を含む） 6,000円	5/1～5/31
	1 電気軽自動車等、ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成） 自家用：非課税、営業用：非課税 2 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（いずれも、令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成） 自家用：1%、営業用：0.5% 3 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車（いずれも、令和12年度燃費基準55%達成） 自家用：2%、営業用：1% 4 前記以外の車 自家用：2%、営業用：2% ※「電気軽自動車等」とは、電気軽自動車、燃料電池自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNox10%低減達成）をいう。 ※ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★）に限る。 ※軽自動車の通常の取得価格（50万円を超えるもの）に税率を掛けた額が税額となる。	随時 （3輪以上の軽自動車取得 （申告書提出）時）
市たばこ税	1,000本につき 6,552円	毎月1日から末日分を翌月末日まで
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
税 目								
市 民 税	個 人	普 通 徴 収	均 等 割 の み	14,662	12,354	11,265	10,674	10,508
			所 得 割 の み	9,494	10,960	12,786	14,646	14,677
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	57,311	54,482	51,254	53,043	53,168
			計	81,467	77,796	75,305	78,363	78,353
		特 別 徴 収	均 等 割 の み	23,996	23,632	22,327	21,212	21,211
			所 得 割 の み	5,326	5,183	5,556	5,682	5,976
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	261,483	268,797	273,861	278,054	281,315
			計	290,805	297,612	301,744	304,948	308,502
		小 計			346,388	351,608	354,760	357,550
	法 人 調 定 件 数			34,396	34,632	33,718	34,634	35,227
固 定 資 産 税	土 地 及 び 家 屋			242,206	244,812	246,984	248,221	250,839
	償 却 資 産			(9,152)	(9,430)	(9,947)	(9,007)	(10,228)
	小 計			242,206	244,812	246,984	248,221	250,839
軽 自 動 車 税				275,023	275,664	275,329	277,496	279,221
合 計				898,013	906,716	910,791	917,901	926,043
対 前 年 度	増 加 数			10,366	8,703	4,075	7,110	8,142
	伸 率 (%)			101	101	101	101	101

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2. 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	9,356,672	8,928,510	95.4	10,049,334	9,588,258	95.4
		特 別 徴 収	42,459,674	42,395,846	99.8	42,961,500	42,893,707	99.8
		計	51,816,346	51,324,356	99.1	53,010,834	52,481,965	99.0
	法 人 分		8,755,599	8,717,764	99.6	9,064,160	9,025,747	99.6
	小 計		60,571,945	60,042,120	99.1	62,074,994	61,507,712	99.1
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	41,436,269	41,161,480	99.3	44,537,674	44,261,790	99.4
	交 付 金		305,191	305,191	100.0	327,894	327,894	100.0
	小 計		41,741,460	41,466,671	99.3	44,865,568	44,589,684	99.4
軽 自 動 車 税			2,023,035	1,996,162	98.7	2,135,445	2,109,397	98.8
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0
入 湯 税			17,688	17,688	100.0	28,271	28,271	100.0
事 業 所 税			2,471,830	2,454,578	99.3	2,515,975	2,509,451	99.7
都 市 計 画 税			8,125,083	8,071,201	99.3	8,602,890	8,549,600	99.4
市 た ば こ 税			5,089,239	5,089,229	100.0	5,424,404	5,424,404	100.0
合 計			120,040,280	119,137,649	99.2	125,647,547	124,718,519	99.3
滞 納 繰 越 分			2,896,802	1,542,073	53.2	1,977,026	775,224	39.2
総 計			122,937,082	120,679,722	98.2	127,624,573	125,493,743	98.3

(4) 徴収対策

① 現年度収納率の向上

文書・電話・訪問による催告や納付環境の整備等により、初期末納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の圧縮

適切な滞納処分（調査・搜索、差押、執行停止等）により、積極的に滞納繰越額の圧縮を図る。

1.4 債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成28年（2016年）1月に策定するとともに、同年3月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第7次総合計画及び第5次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の縮減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成29年（2017年）2月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行い進捗管理を徹底するなど、全庁的な債権管理体制の強化を図ってきた。

このような体制強化の下、組織的、計画的な取組を推進してきた結果、平成30年度（2018年度）までの3か年の累計では、目標を上回る約35億円の収入未済額の縮減となった。

しかしながら、依然として収入未済額は高額であり、更なる縮減が必要であることから、令和2年（2020年）3月には、新たに令和5年度（2023年度）までを計画期間とした「第2期熊本市債権管理計画」を策定し、全庁的な取組を進めているところである。

（単位：千円）

第2期熊本市債権管理計画記載債権における 収入未済額推移		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和5年度 (2023年度) 目標
一般会計	市税	2,562,014	2,489,488	2,921,779	1,995,200	1,500,253
	分担金及び負担金	232,867	201,556	168,345	148,685	78,755
	使用料及び手数料	246,012	215,181	208,955	210,897	114,471
	貸付金元利収入	758,749	725,445	706,606	675,381	554,131
	その他収入	92,427	88,249	78,693	64,472	66,521
	一般会計合計	3,892,069	3,719,919	4,084,378	3,094,635	2,314,131
特別会計	国民健康保険会計	4,652,164	4,214,027	3,566,801	3,090,671	2,812,610
	介護保険会計	553,337	493,012	434,119	352,760	426,194
	後期高齢者医療会計	108,367	100,857	101,856	100,999	98,169
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会	210,228	205,433	193,414	183,463	192,559
	奨学金貸付事業会計	28,872	29,836	31,278	34,428	25,546
	その他特別会計	1,308	1,120	996	972	722
特別会計合計		5,554,276	5,044,285	4,328,464	3,763,293	3,555,800
企業会計		446,527	432,573	411,702	355,375	258,776
一般会計＋特別会計＋企業会計		9,892,872	9,196,777	8,824,544	7,213,303	6,128,707

15 選挙

(1) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区分	平27. 4. 12 中央区選挙区	平27. 4. 12 東区選挙区	平27. 4. 12 西区選挙区	平27. 4. 12 南区選挙区	平27. 4. 12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率(%)	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃 最低年齢	26	34	36	43	37

選挙執行年月日 区分	平31. 4. 7 中央区選挙区	平31. 4. 7 東区選挙区	平31. 4. 7 西区選挙区	平31. 4. 7 南区選挙区	平31. 4. 7 北区選挙区
有権者総数	145,436	151,737	75,605	104,031	116,955
投票者数	57,143	62,516	31,320	45,945	50,444
投票率(%)	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13
立候補者数	16	15	8	11	12
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	7,168	7,624.200	6,263	5,321	8,588
当選者最低得票数	2,494	3,058	3,404	3,789	3,339
立候補者最高年齢	68	73	74	73	69
〃 最低年齢	29	34	39	47	41

(2) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別(実施日)	開票区	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
市議会議員一般選挙 (平31. 4. 7)		39.29	41.20	41.43	44.16	43.13	41.66
県議会議員一般選挙 (平31. 4. 7)		39.13	41.04	無投票	無投票	42.95	40.91
参議院議員通常選挙(選挙区) (令1. 7. 21)		43.05	44.55	42.55	41.54	43.70	43.24
熊本県知事選挙 (令2. 3. 22)		38.90	39.25	39.44	39.73	41.34	39.68
衆議院議員総選挙(小選挙区 第1区) (令3. 10. 31)		52.78	53.10			52.81	52.91
衆議院議員総選挙(小選挙区 第2区) (令3. 10. 31)				56.98	56.64		56.78
県議会議員補欠選挙(熊本県第一選挙区) (令4. 5. 29)		20.15	18.50			16.69	18.57
参議院議員通常選挙(選挙区) (令4. 7. 10)		45.37	45.19	46.69	46.26	44.55	45.49
熊本市長選挙 (令4. 11. 13)		28.09	27.43	29.83	29.46	27.44	28.26

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(3) 各種選挙党派別得票状況

党派別 選挙別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	国民民主党	立憲民主党	希望の党	N国党	諸派	無所属	計
市議会議員選挙 定数 48 (平 31.4.7)	総得票数	79,067		34,943	16,559	6,028	3,600			1,363	99,898	241,458
	最高 "	8,588		5,031	5,121	3,583	3,600			1,363	6,263	
	最低 "	3,293		3,563	1,720	2,445	3,600			1,363	745	
	得票率 (%)	32.75		14.47	6.86	2.50	1.49			0.56	41.37	100
	候補者数	15		8	5	2	1			1	30	62
県議会議員選挙 定数 17 (平 31.4.7)	総得票数	59,587		23,673	9,034		10,819				63,089	166,202
	最高 "	18,234		12,161	9,034		10,819				18,585	
	最低 "	12,365		11,512	9,034		10,819				3,010	
	得票率 (%)	35.85		14.24	5.44		6.51				37.96	100
	候補者数	7		3	1		1				8	20
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (令 1.7.21)	総得票数	138,080							13,780		100,894	252,754
	最高 "	138,080							13,780		100,894	
	最低 "	138,080							13,780		100,894	
	得票率 (%)	54.63							5.45		39.92	100
	候補者数	1							1		1	3
熊本県知事選挙 (令 2.3.22)	総得票数										236,978	236,978
	最高 "										152,025	
	最低 "										84,953	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										2	2
県議会議員補欠選挙 定数 2 (平 30.7.22)	総得票数	25,684			6,187						5,000	36,871
	最高 "	13,147			6,187						5,000	
	最低 "	12,537			6,187						5,000	
	得票率 (%)	69.66			16.78						13.56	100
	候補者数	2			1						1	4
衆議院 小選挙区選挙第 1 区 定数 1 (令 3.10.31)	総得票数	131,371					83,842					215,213
	最高 "	131,371					83,842					
	最低 "	131,371					83,842					
	得票率 (%)	61.04					38.96					100
	候補者数	1					1					2
衆議院 小選挙区選挙第 2 区 定数 1 (令 3.10.31)	総得票数	33,602			6,285						62,848	102,735
	最高 "	33,602			6,285						62,848	
	最低 "	33,602			6,285						62,848	
	得票率 (%)	32.71			6.12						61.17	100
	候補者数	1			1						1	3
県議会議員補欠選挙 定数 2 (令 4.5.29)	総得票数				9,304						65,354	74,658
	最高 "				9,304						24,043	
	最低 "				9,304						1,839	
	得票率 (%)				12.46						87.54	100
	候補者数				1						4	5
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (令 4.7.10)	総得票数	152,888					63,439		12,430	36,017		264,774
	最高 "	152,888					63,439		12,430	36,017		
	最低 "	152,888					63,439		12,430	36,017		
	得票率 (%)	57.74					23.96		4.70	13.60		100
	候補者数	1					1		1	1		4
熊本市長選挙 (令 4.11.13)	総得票数										167,750	167,750
	最高 "										143,943	
	最低 "										5,579	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										3	3

※各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年（1994年）4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年（2012年）4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

（1） 令和4年度（2022年度）職員採用試験の実施状況

	職 種		申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B
上 級 職	事 務 職		497	313	140	126	75	4.2
	学 校 事 務 職		35	17	10	9	5	3.4
	社 会 福 祉 職		29	19	11	11	6	3.2
	心 理 相 談 員		8	7	3	3	3	2.3
	技術職	土 木	26	16	13	11	10	1.6
		建 築	8	6	5	5	2	3.0
		機 械	9	4	2	2	2	2.0
		電 気	5	3	3	3	2	1.5
		化 学	20	18	12	12	6	3.0
		農 業	11	6	5	4	2	3.0
水 産		5	4	3	2	2	2.0	
造 園	3	2	2	2	1	2.0		
文 化 財 専 門 職		10	7	6	6	3	2.3	
社会人経験者 等	事 務 職		264	224	30	28	10	22.4
	事 務 職 (情 報)		2	2	2	2	2	1.0
	事 務 職 (法 務)		7	5	5	4	3	1.7
	技 術 職 (土 木 A)		10	9	5	4	3	3.0
	技 術 職 (土 木 B)		2	2	1	1	1	2.0
	技 術 職 (機 械)		8	8	5	4	2	4.0
	技 術 職 (電 気)		15	14	7	7	2	7.0
	獣 医 師		1	1	1	1	1	1.0
	看 護 師		23	21	11	9	3	7.0
	理 学 療 法 士		11	8	4	4	1	8.0
初 級 職	事 務 職		226	169	72	69	36	4.7
	学 校 事 務 職		26	20	10	10	3	6.7
	技術職	土 木	27	24	18	18	12	2.0
		建 築	7	6	4	4	2	3.0
		機 械	9	7	4	3	2	3.5
		電 気	5	4	3	3	2	2.0
		造 園	6	5	3	2	1	5.0
免許資格職	上級職	保 健 師	27	22	17	17	10	2.2
		獣 医 師	3	3	3	3	3	1.0
		薬 剤 師	8	4	4	3	3	1.3
		管 理 栄 養 士	36	22	5	5	1	22.0
		助 産 師	7	6	6	6	2	3.0
		学芸員 (考古学)	3	3	1	1	0	—
	中級職	看 護 師	48	41	16	14	8	5.1
		理 学 療 法 士	19	17	5	5	1	17.0
		保 育 士	52	43	32	29	14	3.1
		臨 床 検 査 技 師	29	16	12	7	4	4.0
		作 業 療 法 士	7	6	5	5	1	6.0
		歯 科 衛 生 士	17	9	6	6	1	9.0
	給 食 栄 養 士	30	21	12	11	4	5.3	

消 防 職	上 級 消 防 職	119	91	14	13	7	13.0
	初 級 消 防 職	204	153	12	11	6	25.5
	初級消防職(救急救命士)	37	26	7	6	2	13.0
障がい者対象	事 務 職	45	36	30	28	10	3.6
	学校事務職 (うち併願者)	29 (29)	23 (23)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	—
就職氷河期 世代対象	事 務 職	310	253	15	12	5	50.6
任 期 付	事 務 職	41	29	25	24	16	1.8
計		2,386	1,775	632	579	303	5.9

※任命権者実施分を除く。

※学校事務職併願者のうち、事務職で最終合格した者は、学校事務職の二次受験者数から除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、「令和4年職種別民間給与実態調査」をもとに、令和4年（2022年）10月11日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会議長及び市長に対して行った。
その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況 (令和4年（2022年）4月現在)

区分	職員数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	7,777人	366,509円	42歳7月	19年10月
うち一般行政職	2,983人	350,052円	41歳9月	19年5月

イ 職種別民間給与実態調査

市内の106事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の248事業所から無作為抽出）を対象に、令和4年（2022年）4月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ 公民の給与比較

(7) 月例給（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較）

民間（A）	職員（B）	較差（A）－（B）	（参考）人事院 較差
354,914円	353,965円	949円（0.27%）	921円（0.23%）

(4) 特別給（令和3年（2021年）8月から令和4年（2022年）7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）	（参考）人事院 差
4.41月	4.30月	0.11月	0.11月

エ 給与の改定について

(7) 給料表等

職員給与が民間給与を949円（0.27%）下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより、較差の解消を行うことが必要

(4) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.11月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、令和4年（2022年）12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げることが必要